

第9回「上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議」

の議事概要について

標記の会議が、以下のとおり開催されましたのでお知らせいたします。

1. 開催日時 平成23年2月8日（火） 10:00～12:00
2. 開催場所 上尾市文化センター
3. 議事概要

1) 議事及び事業者説明要旨

①第8回上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議 議事概要の確認

②特定希少植物栽培株の今後の取り扱い方針について

- ・ 特定希少植物栽培株の移動方法を説明。

③地下水観測中間報告

- ・ 江川左岸低地部を涵養している水源の流量、水質、湿地の地下水位・pF値について報告。

④土壌調査結果速報

- ・ 上尾道路計画区域において実施した土壌調査結果を報告。

⑤道路構造について

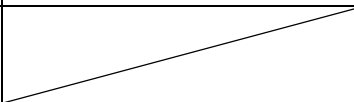
- ・ 第8回会議での「暫定2車線先行整備の実現に向けての課題（案）」への意見を踏まえ、整理を行った課題、道路整備における基本条件を提示。
- ・ 道路整備における基本条件をベースとしたルート構造案として、河川区域を橋梁構造とする案、江川低地部全体を橋梁構造とする案、都市計画幅外に線形変更する案の3案を提示。

2) 意見・助言の概要

項目	意見・助言等	事業者の回答
第 8 回検討 会議 議事 概要の確認	・了承された。	
特定希少植 物栽培株の 今後の取り 扱い方針に ついて	・現地に移動させた栽培株のデータを取るのは誰なのか。	・環境団体が観測する計画である。
	・トレーのまま現地に移動させるのか。トレーのままだと雨が降ったら水浸しになり、根腐れが生じてしまう。	・大雨が降り、水没する可能性がある場合は、退避させる予定である。 トレーの中に水がたまった状況が1～2日間続いても問題ないと考えているが、不具合が生じる場合は、観測の中で対応していく必要があると考えている。
	・3月くらいには、新しい植物としての活動が始まるので、そのまま根付けるように、実験として1/3程度を大地に植えるべきである。	
	・この実験の目的は何か？現地の気候が移植に適しているかのみを調べる実験なのか。	・横浜と埼玉の土地の違いの確認と、栽培株の消失を避けるために早急にできるだけ江川に近いところにまずは持っていくという目的であり、どちらかという、イメージ的には仮置きをするという形を考えている。
	・栽培株を移動させるのはだれがやるのか？	・コンサルタントの協力の下、環境団体が実施する予定である。
	・移植することが前提でなければ、トレーの小さな栽培株を大きなポットに移す事も検討する必要がある。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポットの状態で、いつまでも預かっているのは嫌なので、早めにはできるだけ適地に移植をしたいと考えている。環境団体が適切に管理を実施していく予定である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・5～6月にはヨシが繁茂してしまうので、その前に移植を考えなければならない。 	
地下水観測 中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・S4とS5の水質が異なるのは、S4は北から、S5は南からと、異なる方向から雨水が流入してくるためである可能性がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・S6には盛土があるので、盛土の中のコンクリートの影響で水質がアルカリ化している可能性がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土には産業廃棄物が埋められており、地下水が汚染されている恐れがあるのでS6の水質をチェックしていただきたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定希少植物が沢水周辺から消えた時期と盛土された時期は一致しているかもしれない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土された時期に水質を計測したら、pHが高く、リン酸、亜硝酸イオンも高く、アオコも発生していた。 	
土壌調査結果速報	<ul style="list-style-type: none"> ・特定希少植物自生地とAエリア、Bエリアの土壌は大差がないと見るべきではない。Bエリアは炭素量が多く富栄養すぎるので、特定希少植物の生育地として不適であると判断できる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・実測値は出してもらえないのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料に示しているものが実測値である。 資料中に、「<」と記載しているのは定量限界（計測器が計測可能な値）を下回った値ということである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目にひ素が2種類あるのはなぜか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌そのものの調査結果と、土壌を溶かした溶出試験の結果を示している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・この結果から、良い土であると言えるのか？ 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・この結果からは、悪くはないということのみわかる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌調査を行った範囲が狭くないか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の土壌調査は、工事を実施していく際に、汚染された土壌でないか調査する必要があるので国土交通省が取得した土地の中で、実施したということである。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌調査を実施した場所に工事の残土を持つてくるといことか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今この場所に、残土を持ち込んだり、土を掘ったりということは今後ないと考えているが、取得済みの箇所の土壌調査を土対法に基づいて実施している。調査箇所について明確な基準があるわけではないが会議で議論している場所であるので調査を実施した。
道路構造について	<ul style="list-style-type: none"> ・用地費等のコストの算定範囲はどの範囲なのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・P24 に示している 1060m の範囲である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が特定できてしまうので買収済み用地費のコストが提示できないということであるが、1060m の範囲であれば、1 人の地権者ではないので提示できるのではないのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者は1人ではないが、数は多くないので特定できる可能性が高いと判断し提示しなかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画幅外に線形変更する案において、住宅を避けるようなルートを選定すればコストはもう少し抑えられるのではないのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画幅外に線形変更する案は、1つの考え方のケーススタディとして出したので、住宅については配慮しなかった。

	<p>・軽微な変更の範囲での検討は実施していないのか？</p>	<p>・道路構造令に基づいた安全を考慮した幾何的な条件の範囲で、ルートを選定している。</p> <p>また、都市計画決定権者は、軽微な変更の範囲内であっても、周辺地域への影響や社会影響への大きさが懸念される場合には、その規模にかかわらず都市計画の手段を実施する必要があると判断する。その観点から、軽微な変更の範囲内であっても、上尾道路は都市計画変更が必要である可能性がある。</p>
	<p>・少しでも都市計画道路幅からはみ出してしまうと都市計画変更の対象となるということか？</p>	
	<p>・都市計画道路幅から少しでも外れてしまったら都市計画変更である。軽微な変更というのは、例えば河の上を渡る場合に構造物が幅から少し出るが両側に土地があるわけではないから問題ないという範囲である。</p>	<p>・事業計画上の認知がされているもので、都市計画道路幅から少しでも外れてしまった場合は、「軽微な変更」には該当しないと都市計画決定権者である埼玉県が判断する可能性が高い。</p> <p>また、都市計画道路幅から外れてルートを曲げるにより、特定希少植物への影響が全くない、あるいは自生地が継続的にできるという明確な担保がないため、都市計画を変更してルートを選定していくのは難しい。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「軽微な変更」の際、都市計画変更の手続きが必要なのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更というのは都市計画変更の手続きをしないわけではなく、アセスの評価、公聴会といった手続きを省略し、都市計画審議会での議論だけを踏まえて変更できるというものである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が進んでいなければ「軽微な変更」の範疇に収まっていた。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画変更せずに、道路法で道路は造れるはずである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道では、道路法単独で道路整備した事例はない。都市計画を実施した上で、道路法に基づく道路という位置づけで整備していくのが通常である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定道路という位置づけだから道路法でやるのは難しいのではないのか？ 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾道路での他の区間では、道路法でルートを変更し整備した後に、都市計画変更を行った。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定希少植物を回避することが保障できないことが前提で議論することはおかしい。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路幅の外にルートを選定した場合、都市計画道路幅内で既に入収された土地はどうするのか？都市計画制限がかかったままなので、それらに対する補償といった問題が出てくると想定される。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・買収された土地を放置されたら地元は困る。不法投棄、犯罪の発生が懸念される。 	/

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路幅の外にルートを選定する案だといつ完成するのかわからないということが問題である。また、保全対策も実施しないということも問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路幅の外にルートを選定する案は、特定希少植物自生地に影響のない場所まで持っていくため、地元の自治会及び環境団体の皆様との話し合いを踏まえてまで、環境代償措置としての新しい地域を創出することは実施しないだけであり、通常やるべき環境対策は当然実施する予定である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護に関する問題を抱えているにも関わらず、先行して用地を買収してしまったことが問題である。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路幅の外にルートを選定する案は駄目で、都市計画道路幅の中でルートを選定すると決まっているのであればこの会で議論するのは意味がない。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路工事で特定希少植物が残るかどうかわからないと言ってしまうことは問題である。一生懸命保全対策について議論をしたらのに水を差さないで欲しい。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定希少植物を残すのが無理であれば、道路を造るのは無理である。このようなことであれば、最初から議論する必要がないと考える。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の資料の出し方が問題である。やりたくない都市計画道路幅の外にルートを選定する案を出すことがおかしいのではないのか。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の中で、ミティゲーションで大丈夫という確約が取れていないのに、保全対策としてミティゲーションでビオトープを実施していきますというのはおかしい。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・江川全体の生態系の保全を考えていくというのは、どうなってしまったのか。 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定を満たす案と都市計画道路幅の外にルートを選定する案の間の案とかはないのか？ 	/

	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、実験のデータが多少見えてきているので、それらのデータを提示してからルートの話をしたほうが良い。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施工の立場からすると、制約条件が厳しい土地であるため、既存の施工方法ではなく、環境に対して最善の施工方法、構造を検討していく必要がある。そこが議論されずに今回提示された案の中から選定する形となっている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法を変えれば、もっと自然環境に優しく工事が出来るのではないのか？ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・もう一度、前提条件を整理する必要がある。 	